

令和7年度 島田市年間監査計画

1 基本方針

令和7年度の監査は、島田市監査基準に基づき実施する。なお、監査の実施に当たっては、監査対象におけるリスク、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案して、監査を効率的かつ効果的に行うものとする。

2 監査の実施方針

各監査における実施方針は、次のとおりである。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として監査を実施する。なお、定期監査を効果的に実施するため、重点的にテーマを決めて監査を行う個別調査を実施する。また、監査対象部署における財産、現金及び有価証券の管理状況等を確認するため、備品検査、現金検査及び有価証券等検査を定期監査の一環として実施する。

(2) 財政援助団体等監査

市が財政的援助等を与えている団体及び団体を主管する部署を対象に、財政的援助に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として監査を実施する。

(3) 決算審査

令和6年度決算を対象として、各会計の決算書及びその附属書類が法令等に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、各会計の財政状況や予算の執行状況、経営状態等を確認する。

(4) 例月現金出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査するとともに、出納証拠書類、会計帳票類、基金運用状況などを確認する。

(5) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、その設置目的に沿って運用されているか審査する。

(6) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるか審査する。

(7) その他の監査

住民監査請求などその他の監査については、その都度、監査実施計画を策定した上で、監査を実施する。

3 監査の実施体制

各監査の実施体制については、監査委員2人が島田市監査基準に則ってその職務を遂行するものとし、監査委員事務局職員が監査委員の事務を補助する。

4 監査の実施時期

令和7年度における各監査の実施時期等は次表のとおりとする。

監査種類	実施時期	報告時期
定期監査	令和7年8月～令和8年2月	令和8年2月、令和8年5月
財政援助団体等監査	令和7年11月	令和8年2月
決算審査	令和7年6月～令和7年8月	令和7年8月
例月現金出納検査	毎月	毎月
基金運用状況審査	令和7年6月～令和7年8月	令和7年8月
健全化判断比率等審査	令和7年7月～令和7年8月	令和7年8月

5 監査結果の報告

定期監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告は、議会、市長及び関係のある委員会に提出し、例月現金出納検査の結果に関する報告は、議会及び市長に提出するものとする。また、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。